

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和6年(2024年)4月10日(水)15時00分

発表項目	産業廃棄物処理施設設置許可申請書の閲覧について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書縦覧の告示を行ったのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請書の概要</p> <p>(1) 申請年月日 令和6年(2024年)3月28日</p> <p>(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名 北海道釧路市知人町3番18号 株式会社栄和サービス 代表取締役 佐々木 勉</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所 北海道釧路市高山1番1外4筆</p> <p>(4) 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ (安定型最終処分場)</p> <p>2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間</p> <p>(1) 縦覧の場所及び時間</p> <p>①北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 8時45分から17時30分まで</p> <p>②釧路市市民環境部環境保全課 8時50分から17時20分まで</p> <p>(2) 縦覧の期間 令和6年(2024年)4月10日(水)から令和6年(2024年)5月10日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(3) 意見書の提出</p> <ul style="list-style-type: none">○ この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。○ 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種別を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。○ 意見書は、北海道知事(釧路総合振興局保健環境部環境生活課)に令和6年(2024年)5月24日(金)までに到着するよう提出すること。		
参考			
報道(取材)に 当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付		
	同時レク		
担当 (連絡先)	北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 (担当者:環境生活課主幹 梨澤 亜弓) TEL 0154-43-9153(直通) 内線 2951		